

令和8年

建設文教委員会

3月12日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和8年3月12日

午前10時00分 開会

午前11時52分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 けんじ	副委員長	浅井 たかお
委員	郷右近 修	委員	月岡 修一
委員	一色 美智子	委員	毛 受明 宏
委員	ふじえ 真理子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事担当係長	矢野 佑輔	庶務担当係長	大石 明美

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	小串 真美
教育長	藤井 和久	経済建設部長	星子 恭士
教育部長	浅井 俊一	産業支援課長	塚谷 友昭
農業政策課長	加藤 直美	土木課長	外山 紀元
都市計画課長	中田 勝次	下水道課長	青山 康德
環境課長	松本 裕介	学校教育課長	秋永 亘正
生涯学習課長	山田 隆貴	図書館長	水野 美樹
学校給食センター所長	矢野 優		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	鈴木 智和	中堀 りゅういち	こんどう のぶお
いとう ひろし	服部 龍一	武谷 としお	林 ゆきひろ
三浦 桂司	堀内 ちほ	清水 義昭	

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○建設文教委員長（青木けんじ議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は3つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

議長の挨拶は割愛させていただきます。

これより会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第18号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第18号 豊明市立小中学校体育施設スポ

ーツ開放条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、中学校体育館及び武道場の空調設備設置に伴い、スポーツ開放時における空調の使用料について定める必要があるからでございます。

内容を御説明いたしますので、次のページをお願いします。

13条本文においては、天候による空調設備の使用及び使用料の徴収について、柔軟性を持たせることを可能とする旨を追記いたします。

次に、スポーツ開放における施設使用料について、新たに、中学校体育館・武道場の空調設備使用料を設定したことにより、別表のうち、（２）屋内運動場等の体育施設の表を改めます。

なお、附則として、この条例は令和８年６月１日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この（２）体育施設の表を見ながらしゃべります。

中学校体育館と武道場と小学校の体育館というふうに区分がなっていて、それぞれ全面、半面ということで数字が設定されているから、これはスペースでというか、面積に応じて、それぞれ実状に合わせた数字を割り出したということですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永学校課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そうですね。前面・半面はおおむね面積半分で利用を分けますので、金額についても半分ということにしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 空調というふうな位置づけなので、これは冷房も暖房もこの考え方が適用されるという考え方ですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 おおよそ学校の体育館の体積は感覚的には分かるので、そのことを考えると、全面であっても、一言でいうと安価だなというふうな印象を持つんですが、それは公共施設だから利益とかはそもそもないし、何ならこれ、実費よりも随分安いという考え方なんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この空調設備の利用料金につきましては、電気代とガス代の1時間当たりの金額を合わせた金額で、端数を切り捨てた形で設定をしているというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 ということは、大体実費でこんぐらいじゃないという数字ということですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 1点だけ確認をさせてください。

条文では、空調設備使用料は開放施設を利用する日に納付することができるとありますが、これは利用する方が使用するかしないかは決めれるということでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 空調を利用するかしないかというのは、かなり天候であったりとか気温に左右される部分があるので、その日の天気に応じて使うか使わないかということを判断していただくために、当日でも納付をできるようにするというような形での規定でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 郷右近委員と同じような質疑をしようと思っていたんですけども、割かし安価過ぎるのかなという気は、設備費用から考えればそういう気がしておりますので、例えば、全面使おうと半面使おうと、これ、途中で仕切りがあるわけじゃないし、人数に

よっては広く使えてしまう可能性もあるので、使う方にお任せするんでしょうけども、これ、年間で施設利用料と空調費、空調の使用料ですよね、年間幾らぐらいの金額、予算として目安にしているんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） なかなかどれぐらい使うかというところが、夏はある程度使われるんでしょうけども、冬というのは、運動する場合にどれだけ使うかというのが、なかなかちょっと見込みが立たない部分がありまして、年間どこまでエアコンの料金を使うかというのは、ちょっと厳密には算出ができていない状況でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 設備を設置するときは、もうかなりの金額を設置料として、工事料としてお支払いするわけですので、それに見合った収入を求めるわけじゃありませんが、適切な年間収入というのやっぱ把握する必要があるんじゃないですか。全く計算もされてない、そんなことでいいんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井教育部長。

○教育部長（浅井俊一君） 今回、空調設備をつけるというのは、もともとは小学校、中学校の子どもたちの授業の、今までできなかったところができるようにするとかというようなことも含めて考えているので、その、どちらかという副次的な部分の、空いている時間をどう使うかというような形の今回提案になっておる形になっておりますので、そこまで実際、幾らというところまでは実は算出できてないというのは間違いないところなんですけれども、どちらかという、メインを子どもたちが使うほうに考えた上で、もともとつけるという方向になっているというところを御理解いただけるといいなというふうに思っております。

我々もちゃんとそこまでしっかり、どれぐらい使ってどれぐらいの費用がかかるかというところを見込みたいところではあるんですけども、なかなかその見込むところまでちょっといっていないというのが現実でございます。

以上です。申し訳ございません。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 一般の企業とは違いますので、それは、把握していませんと言われればそれで終わりかもしれませんが、かなり甘いんじゃないですか、考え方。

例えば、設備金額はもう終わったものですから、過去に振り返れば何百万とかかるんで

しょうけど、これ、年間必ず、数年に1回なのか、毎年なのか、点検費用が出ますよね。結構出ますよ、これ。エアコン関係、設置場所も高所になっておるし、ガス圧とか、そういったものを必ず毎年やらなくちゃいけない。そういったことを見た場合に、本当にこの金額でいいのかな。後でまたそういったことを、こういうものを追加予算として計上するということになると、少し違和感を感じるんです。やはりこういった中にそういったものも含めておかなければ、成り立っていかないじゃないですか。子どもたちや、中学生、小学生が授業として使うのは、それは当然ですよ。そのためにやっておるんですから。でも、空いた時間に外部の人たちが使うとなると、一人、二人じゃないわけですよ、体育館というのは。それ相応の人数の人がそこでスポーツに親しむという。1人当たりに考えたら、本当に何十円になってしまうかもしれません。そのぐらいの金額になるんですよ。そういったことをやっぱり緻密に計算して積み上げていかないと、これからの行政というのはやっていけないと思いますよ。

学校だから、こんだけかかったんだから、予算組んでこんだけ払ってくれって、それはちょっと私から見たら甘いんじゃないかな。やっぱりどんなポジションでも、企業運営と同じように、最低このぐらいはかかるんだという、年間維持費、電気代、そういったものをトータルで自分たちのつくったものを持っていないとおかしいと思いますよ。あつたらそれを見せてくれとは言いませんけど、だっていつ故障するか分かりませんよ。そんなときに、それをまた新たに補正を組むという考えですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますでしょうか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 確かに委員のおっしゃるとおりで、確かに故障した場合には、場合によっては補正を組む必要があるかと思います。

このエアコン設置は、基本的には、学校開放のためというよりも、学校活動であつたりとか、例えば避難場所であつたりとか、そういったところに有効に使う。ただ、空いているところ、空いている時間帯については地域の方に開放していただいて、有効に使っていただくというところでの設置をさせていただいておるところでございます。

ですので、確かに委員のおっしゃるとおり、年間の金額が見積もってできてないというのは確かにおっしゃるとおりでございますけれども、メインは児童生徒の使うためというような形で位置づけをしておるところでございますので、そのあたりを御了承いただけるとありがたいかなというふうに思っております。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 避難場所として必要だからと。それ、じゃ、避難場所って、これ、機器

が使用できるのは、せいぜい使っても7年から10年使ったらいいところですよね。その間に何回ぐらい想定しておるんですか。台風だとか地震だとか、ありますか、そういう想定が。恐らくないと思いますよ、豊明の場合ですと。大きな川があるわけじゃない、山があるわけじゃない。

そういった中で、理論的には、言葉としては、教育委員会の人たちは頭がいいせいかわかりませんが、きれいごとをおっしゃいますけど、現実はお金が必要なわけですよ。人間生きていくには食べなくちゃいけないと一緒にですよ。この機器を生かすためには、それ相応に設備費にかける、点検費用にかける、そういったことを全く検討もせずに、今までずっとやってみえたのかなと。僕はどっかでこれを一遍で御指摘申し上げなくちゃいけないなと思ったの。電気代だってガス代だって、ただじゃないですよ。今回のガソリンのようにいきなり、今日、今朝見たら、百八十幾らとか百九十幾らとか、びっくりしましたが、電気だってそうじゃないですか。ガスの供給、または重油の供給がなくなれば、電気代だって波及してきますよ。

トータルである程度のことは、利益を全部上げなくちゃいけないということは申し上げませんが、何かあった場合に、補正なんか組まなくたってやっていけるぐらいの余裕を持つようなやっぱり使用料というのは必要じゃないのかなという。それが金額が幾らとは言いませんけど、それすら計算されてないという。計算をする気がなかったわけでしょう。こういうことだったらこのぐらいだろうとか、例えばですよ、災害時に使った、例えば1週間使ったら、1か月使ったら、どんだけの電気代になるのか。そういったことをまるっきし計算もせずにやっておみえになるんですよ。そんな恵まれた仕事ないですよ、本当に。今、一般、この日本全国調べても、どの企業でも、本当に緻密に計算して、利益が出なくても赤字にならんようにと努力をしている企業ばかりですから、もう少しそういった意味で配慮をされて、こういう貴重なものを生かすことを御検討していただくことはできませんか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 適切な御指摘のほう、ありがとうございます。

まず、今回もう一回申し上げると、もともとは学校の施設としてに活用するというのがもっともです。真夏に、全然、子どもたちが体育館を使って授業ができないということがずっと続いているということ、それから、部活動でも一定の温度を超えるとできませんので、そのあたりについて有効に使わせていただく意味で、今回設置をさせていただくものがまずまずの大前提、まずの大前提はそちらにあると思っています。

ただ、委員おっしゃるとおり、災害時の部分が、どれだけ来るか分かりませんということはもちろんありますので、その部分としては、どういう形の算出をしていいのかというのは非常に難しいところかなと思っています。なので、私どもとしては、まず収入益ですね、これに当たる収入がどれになるか、どれぐらいなるかというのは、本当にその使っていただく方のランニングコストといいますか、電気代の部分だけは請求させていただくというのが今回の意味合いです。それ以外の部分として、ほかで空いている時間に使っているということだけですので、副次的な要素として使っていただく形になるものですからということと、あと、学校の運用上、やっぱり厳しくなる部分というのはやっぱりあります。壊れてしまったりというのがありますので、その部分については教育費の中で適切に対応していくという形の所存でありますので、今回としてはそのような形の位置づけでということで今回提案させていただいているということは、御理解いただければというふうに思います。

大変申し訳ありません。お願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 最後にしますけど、御理解していただけませんかって、僕、頭悪いもので、理解できないから質問したんですけど。

子どもたちの健康のために、寒いとき、暑いとき、エアコンがあれば、そんな快適な環境はないわけですから。しかし、いつから始まったんですか、これ。つい最近ですよ。エアコンつけて快適な環境で運動できるようになったのは。過去何十年と、同じ寒い中、暑い中で、子どもたち、我々もそうですけど、体育施設を使ってやってきておるわけでしょう。今になって子どもたちの健康のためにつて、そんなこと通用しますか。私の頭じゃ通用できない。壊れたら、なしでも体育はせなあかんでしょう。真夏に壊れました、じゃ、体育やめましようかってやるんですか。今日は雪が降ったから運動やめましようっていうことにいかないと思うんですよ。授業として時間をきちっと子どもたちのために充当するには、やっぱりいろんな環境の中でも工夫してやってきている。

だから、部長さん、きれいごと言っちゃ駄目だって、やっぱり。今頃になって。ずっと厳しい環境で我々生きてきているんだから。今の子どもたちは恵まれている。それはそれでいいんですよ。そういう考えを否定はしません。しかし、どんなことをやるにもお金がかかるんだということを根底にきちっと持たないと、行政というのはこれからやっていけないという、そういう時代が来るということです。分かりますか。そういう時代が来てから、ああしよう、こうしようといったってもう間に合わない。こんだけの立派な設備をし

ておいて、実はもうエアコンカットしないと電気代が払えませんなんていう時代が来たらどうするんですか。

ですから、やっぱり自分たちの基本的な基礎知識として、料金はこのぐらい必要だろうと、年間、ガス代はこのぐらい必要だろうとか、やっぱりそういうデータを持っている必要はあるんじゃないですか、そういうことを申し上げたいんです。

多分、答弁はまともに返ってこないのが結構ですので、以上で終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） では、月岡委員、指摘・提言ということでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） では、そのほかございますか。

一色委員。

○一色美智子委員 先ほどの答弁で、災害時の避難所としての活用ということを言われました。この空調設備の非常用電源というのは、接続状況というのはどんな感じでしょうかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。できますか。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 現時点では非常用電源はちょっとございませんので、ちょっと停電になってしまうと、ちょっと使えないという状況が発生します。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 ちょっと確認です。

小学校・中学校体育スポーツ開放ということで、今現在の施設の稼働状況、放課後の実際にこのスポーツ開放で使われている団体、幾つかあるかと思うんですが、ほとんど使われてないようなのか、もうほぼ埋まっているよという、その稼働状況、分かりましたらお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 各中学校において若干上下はあるんですけれども、おおむね90%前後の稼働状況で利用していただいております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、先ほどの郷右近委員で、実費相当を今回計上しているよとい

うお話だったんですが、1時間当たりの単価というのは具体的に、電気とガスがあるかと思うんですが、お願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 体育館で申しますと、電気代が1時間当たり103円、ガス代が981円、合計1,084円ですので、1時間当たり1,000円とさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、今まで従来のエアコンがなかったときの施設料が、同じようにこの表であるんですけれども、減免される場合もあるというふうに条例に書いてあるんですが、このエアコンを設置することによって、減免というのはどんなふうな扱いになるんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 減免といいますか、利用団体さんがお使いになるときに減免というのは基本的にはないんですけども、例えば区であったりとか、地域の方がお祭りで使うとか、そういった場合については施設使用料というのは頂いていないというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そうすると、区のそういうお祭りだとかも、空調設備も要らないよということでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 空調設備も施設の使用料も不要という形で扱いさせていただいております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、これ、温度設定だとか、使い方などの指導というのか、表示というのか、どういうふうに考えていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 温度設定につきましては、各学校さんである一定の温度で設定をしておるので、利用団体さんには、その温度を基本的には変更しないでくださいというようなお話をさせていただいておりますし、もし、どうしても下げたいということであれば、一旦下げていただいて、使い終わった後には戻していただくというような形をお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のこの一部改正ということで、ちょっと関連するので聞きたいんですが、施設、ただ空調を使わず、ただ施設を使う場合に、中学校の場合、全面で800円、2時間800円というふうにあるんですけれども、この算出根拠というのはどういったふうに出されたんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この施設のこの800円というのはかなり前からずっと固定の金額となっております。現在ちょっと算出、どのようにして算出をして、どのような計算で算出したかというのはちょっと分からない部分ではあるんですけれども、近隣自治体との比較の中では、比較的平均的な金額であるというところから、これは値上げをせずに、今そのままの価格を維持しておるという状況でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、近隣自治体との比較でいいというふうな感じでした。おっしゃるとおり、いろいろ差があります。

今回、この空調設備を設置する、その使用料をいただくということで見ていくと、名古屋市で見ると、同じ条件で2時間使用の場合、施設使用料と空調設備使用料合わせて1,400円になっているんです。うちの半額。施設だけを使用する場合が600円で、冷暖房するときには加算して800円で1,400円というふうに出ていたりします。これ、自治体によって今回様々だなというのは分かったんですが、確かに実費で、実費相当を頂くというのは分かるんですけれども、先ほどは稼働状況が9割ぐらいというふうでかなり使っているなと思うんですが、そういったスポーツ振興という側面から考えて、今回この2,000円、全面で2時

間の場合は2,000円という金額が今までの800円に加算するわけですね。単純に実費相当を頂くという、今回議案で上がってきているんですけども、より市民の方たちが使いやすい、安価で、そういうスポーツ振興という側面から見て、今回そういった側面からの協議というか検討というのか、実費相当を頂くというのは分かるんですが。

何でこんなことをお聞きするかというと、もともとの今施設だけ使う場合の800円、2時間800円というのを、今ちょっと算出根拠は聞けなかったんですけども、仮にこれを少し下げれるのかなどうかという、ちょっとお聞きしたかったんですけども、そういった利用しやすさの面でどういった検討をされたんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） まずもっては、先ほどの800円の根拠のほうで、ちょっと前のところでちょっと今手持ちがなくて申し訳ございません。

で、今回この設定をする上で、これは1つ前の小学校のところでも実は同じことが起きていて、最終的に近隣のところもいろいろ調べました。私どもよりも安いところもありますし、かなり高いところ、物すごく高いところも実際あるという現実は確認をしています。

その上で、どのような形でやっていくかというところ、先ほど委員おっしゃったとおり、スポーツ振興をこのままプラスの上で考えていくのかというところで、そこを考えるかというところまでは、正直、そこの実態の部分として計算をしているところで落ち着かせるべきだということの今回結論の上で、小学校、中学校共実費を頂くという形の、ランニングの部分での実費を頂くという形に落ち着いているところでありますので、一応検討の限りでは、そのような形の検討の中の1プロセスには入ってございましたけれども、最終的にはこのような形になったという形の説明かというふうに思います。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 当たり前の確認を最後しておこうと思って。

ここ3週間の中東情勢とその影響を加味した計算の数字じゃないよね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 3週間のその状況を加味した金額ではございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 1点だけ。

小学校のところでも、小学校の体育館でもお聞きしたことがあるんですけど、エアコンの消し忘れっていったことに対する対策というのは、確認なんですけど、どのようにされていますか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 小学校では現在9時になったら自動で消えるように設定をしておりますので、このたびのエアコンについてもそのような設定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これ、使用料2時間の金額が出ているんですが、2時間超えた場合はどんなふうになるんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 基本的には、まず中学校の体育館については2時間なんですけど、夜間なので、7時から9時で、基本的に2時間を超えるという想定はありませんけれども、例えば昼間の小学校の体育館で、昼間の利用が例えば3時間だったとすると、それは4時間分の料金をいただくというような形で、2時間単位での料金を頂いておるというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 中学校体育館の空調設備の使用料が割高と感じますが、冷暖房の動力源が電気だけでなく、主にガスであり、また空調使用料金は機器の出力等を調べて算出したということなので、この議案には賛成します。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第18号 豊明市小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正について討論いたします。

先ほどいろいろ確認させていただいて、実費相当、電気とガスの時間単位当たりもお聞きしました。そういった実費相当を頂くというのは分かるんですけども、スポーツ振興という観点から、今回の一般質問でオリンピック選手の輩出をというような議論もありました。やっぱりいろんな日常で、歩いて行ける場所でエアコンが効いてスポーツを楽しめるという環境というのは、裾野を広げていく上で、やっぱり市民が一番使いやすく、安価で楽しめる環境というのは維持していかなきゃいけない。仮に、今後、電気代、いろんな、上がっていったって、もしまた実費相当を値上げするという段階が来るのかもしれない。来ないかもしれないですけど、来るかもしれないといったときに、確かにそれも経営という点で、入と出の考え方、減価償却とかいろんな考え方は大事なんですけれども、スポーツ振興、高くなって市民が使いにくくなってしまってはまた本末転倒になるので、今後の社会情勢の動きも見つつ、もうちょっと使いやすさ、スポーツ振興という観点も加味していたきたいなというのをお願いして、賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

近年の猛暑対策や快適な利用環境の確保、防災拠点としての機能強化の観点から、空調設備は必要かつ有効な施策だと思っております。また、使用料の明確化により、適正な費用負担と施設運営の持続性が確保されると思います。ですが、非常用電源の接続も今後考えていただきたいと思い、賛成といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 この使用料の書き方も少し工夫されたほうがいいのかな。2時間で2,000円ですよ。1時間当たり1,000円と2時間で2,000円と表記されると、非常に高いなという意識になってしまう。例えば全面開放した場合、じゃ、何人が来るのか。そういった数においては制限はされてないわけですよ。だから、そういった表記の仕方も、1時間当たりは1,000円ですよと、また、半面だったら500円ですよというのは、逆にそういうふうになれば、使うほうにしてみれば、こんな安く使えるのかなという感謝の気持ちが沸き起こってくるんじゃないかなと僕は思いますよ、本当に。あえて2時間って書くのがいいのか、1時間当たりって書くのがいいか分かりませんが、その辺もやっぱり工夫が要るし、いずれにしても、こういった、どっちかという子どもたちや一般の人たちが快適に過ごすという設備は金食い虫なんです。これはしょうがない。だから、それを承知して、や

っぱり維持管理費というのは積算して、御自分たちできちっとしたデータを持っていないと、やっぱりいけないんじゃないのかなという気はしております。将来的にはそういう時代が来るのかもしれませんが、いずれにしても、現時点においては賛成討論といたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） それでは、議案第20号 豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

この案を提出するのは、駐車場法施行令の改正により、共同住宅が特定用途に追加されたことから、共同住宅において適切な駐車施設の附置を義務づける必要があるからでございます。

では、改正内容について説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

第3条のうち、表1の項にて、特定用途から共同住宅を除き、共同住宅は非特定用途と同じくくりとしております。

また、第4条についても、第3条の改正に合わせたものでございます。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 当議案に対する説明で、現状の豊明市にこれを適用する場合、極めて限られた物件だけが対象になるというお話で、それが前後駅前の集合住宅だということでした。

その上で、共同住宅ということだから、建物として全体というよりは、共同住宅とその共同住宅向けの駐車場の部分に対して適用されるという考え方なのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ということは、建物としては丸ごと一固まりというか、一体なんだけれど、商業施設部分の駐車場、商業施設部分に対する必要性があって設けられている駐車場の部分には該当しない、適用されないということなんでしたっけ。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 商業施設につきましては、主に特定用途に既に含まれておりますので、基準は、商業施設は商業施設という基準がございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回、具体的に言うと、面積、総面積だけが何か基準になるということなのか、台数だったり、1つの車両に割り当てられる枠の面積、大きさみたいなことまで、事細かになっていくんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 面積だけでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のこの駐車場法施行令の改正ということですが、改正に至る背景というものを教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 社会情勢の変化による共同住宅における主に荷さばき施

設、荷さばき用の駐車施設などの不足に対応するものでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今現在の前後駅周辺の集合住宅、先ほどの話ですけど、現在は荷さばき、宅配などとかそういったもの、荷さばき駐車施設というのがある状態というふうで捉えておられますか。現在、この施行の条例の改正したときに、それが現在当てはまっているかどうかということで。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） こちら、再開発するときにもともとつくられた条例でございますので、元から基準としてはあるということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

松本環境課長。

○環境課長（松本裕介君） 令和7年度豊明市一般会計補正予算書のうち、環境課が所管するものについて御説明します。

歳出より主なものを御説明しますので、補正予算書31ページを御覧ください。

中段、4款1項4目 環境衛生費6,563万円の減額は、合併処理浄化槽設置費補助金及び維持管理費補助金を実績見込みに合わせて減額するものです。

下段、7目 公害対策費73万7,000円の減額は、入札差額によるものです。

続きまして、32ページを御覧ください。

中段、4款2項1目 清掃総務費4,206万円の減額は、主に東部知多衛生組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして、2目 塵芥処理費300万円及び3目 し尿処理費100万円の減額は、実績見込みによるものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

上段、14款4項3目 衛生費国庫交付金、右側説明欄、循環型社会形成推進交付金2,197万円の減額は、歳出にて減額させていただきます合併処理浄化槽設置費補助金及び維持管理費補助金に係る交付金について減額するものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

中段、15款2項3目 衛生費県補助金のうち、右側説明欄、合併処理浄化槽設置費補助金862万8,000円について、歳出の合併処理浄化槽設置費補助金に併せて減額するものです。

続きまして、16ページを御覧ください。

下段、16款2項2目 物品売払収入のうち、右側説明欄、塵芥車等売払代金104万5,000円については、清掃事務所車両の売払いに係る歳入です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 塚谷産業支援課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 続いて、産業支援課所管分です。

まず、32ページをお願いいたします。

最下段5款1項1目 労働諸費、労働事業、右側説明欄、移住支援金は、首都圏からの移住支援金の申請がなかったことによるものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

中段、7款1項 商工費、商工業振興補助事業と消費者行政推進事業の減額の要因は、執行見込みによる残額を減するものです。

次は歳入です。

14ページをお願いいたします。

15款2項4目 労働費県補助金、労働諸費補助金、右側説明欄、首都圏人材確保支援事業費補助金は、先ほどの歳出、5款 労働諸費、移住支援金の申請がなかったことにより減額するものです。

以上で終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君）　続きまして、農業政策課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、33ページを御覧ください。

下から２段目、６款１項３目　農業振興費、農業振興事業の右側説明欄、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金は、対象者の補助金交付要件が一部なく、補助金をお支払いしなかったため全額減額するものです。それ以外の減額につきましては、執行残額を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

下から２段目、15款２項５目　農林水産業費県補助金の右側説明欄、農業委員会交付金をはじめとした増減額は、交付額が最終確定したことによるものです。

以上で農業政策課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員）　外山土木課長。

○土木課長（外山紀元君）　続きまして、土木課所管部分について、歳出の補正から主なものを説明いたします。

補正予算書33ページを御覧ください。

最下段の６款１項５目　農地費、土地改良事業、右側説明欄の県営湛水防除事業負担金1,430万3,000円の増額は、愛知県が主体で行っている大久伝排水機場の更新に伴う負担金で、令和７年度事業費の確定により増額するものです。

続いて、35ページを御覧ください。

下段の８款３項１目　河川新設改良費、河川改修事業の説明欄１行目、調査測量設計等委託料538万1,000円の減額は、河川改修事業を推進するための委託事業の執行残を減額するものです。

説明欄２行目の田んぼダム治水対策事業242万7,000円の減額は、田んぼダムの実施実績及び国庫補助金の減額によるものです。

続きまして、歳入の主な補正を説明いたします。

11ページをお開きください。

14款２項４目　農林水産業費国庫補助金、農業費補助金の説明欄２行目、農地耕作条件改善事業補助金242万7,000円の減額は、当初予算に対して交付決定額が減額となったことによる補正であります。

同じく11ページの５目　土木費国庫補助金の河川費、右側説明欄の特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金2,800万円の増額は、勅使グラウンドでの防災調整池設置工事に対する国からの補助金額が確定したためです。

続きまして、12ページをお開きください。

下段の14款4項4目 土木費国庫交付金の右側、道路橋梁費交付金、説明欄、社会資本整備総合交付金4,715万円の減額は、国からの交付金額が確定したためです。

続いて、14ページをお開きください。

最下段の土木費県補助金、道路橋梁費補助金の説明欄、道路改良事業費補助金206万円の減額は、道路新設改良事業に充当する県からの交付額確定によるものです。

続いて、15ページです。

最上段の河川費補助金の説明欄、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金1,400万円の増額は、勅使グラウンドでの防災調整池設置工事、こちらに対する県からの補助金額が確定したためです。

続きまして、19ページをお開きください。

21款の市債です。中段の2目 農林水産債の土地改良事業債、右側説明欄、湛水防除事業、こちらは久大排水機場更新に係る湛水防除事業負担金の補正に伴う増額です。

最後に、同ページ下から2行目の街路事業債、間米敷田線改良事業810万円は、市道間米北線での道路舗装修繕工事への地方債の新規追加であります。

以上で土木課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田都市計画課長。

○都市計画課長（中田勝次君） では、続きまして、都市計画課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出より、主な項目について御説明をいたします。

予算書36ページをお開きください。

右の表の2段目、都市計画事務事業676万7,000円の減額は、主に委託料の入札残額、親との同居・近居購入費補助金の確定による残額、及び耐震改修や空き家解体などに対する国費や県費補助額との差額でございます。

その次、右の表の同じく下から4段目になります、街路事務事業431万5,000円の減額は、主に桜ヶ丘沓掛線沓掛町内延伸区間における公共嘱託登記事務委託について、用地買収と並行して実施すべきと判断したことによりまして、令和7年度分計上分は補正減額とさせていただきます。

引き続き、37ページをお開きください。

上の段の上段です。緑化事業費、補正額200万の減額は、都市緑化推進事業費補助金の申請がなかったためであります。また、歳入のうち、県交付金のあいち森と緑事業交付金の減額についても同様の理由でございます。

続きまして、歳入について、主な項目について御説明いたします。

予算書11ページをお願いいたします。

14款2項 国庫補助金は、左の表の下から2段目の表、5目 土木費国庫補助金のうち、右の表の下から3段目になります、都市計画費補助金106万7,000円の減額は、住宅建築物安全ストック形成事業補助金の執行残額に加え、街路交通調査費補助110万円の皆増によるものでございます。その中で、14ページの県補助金の都市計画補助金158万4,000円の減額につきましても、先ほど述べました住宅建築物安全形成事業補助金の執行残額によるものでございます。

続きまして、17ページをお開きください。

中段の表、一般寄附金のうち、右の表の4行目、都市計画費寄附金5万円は、お一方より三崎水辺公園の施設改修工事に対する御寄附を賜ったものでございます。当該工事に充てさせていただきました。誠にありがとうございました。

最後に、地方債について御説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。

第3表の下の方、地方債の変更についてでございます。

公園整備事業170万円の増額につきましては、一部地方債について、公共事業等債から公共施設等適正管理推進事業債へ財源振替をしたものでございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 続きまして、学校教育課所管分について、歳出から主なものを説明いたします。

補正予算書38ページを御覧ください。

10款1項2目、上から4段目、教育振興補助事業、右側説明欄、新入学祝金は、令和8年度に新1年生になる児童を持つ子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童1人当たり5万円を交付するための費用です。

39ページを御覧ください。

10款2項1目、1段目、小学校管理事務事業、右側説明欄、上から11段目、学校用地購入費の減額は、三崎小学校の国有地を購入した金額の執行残です。

その1段下、管理用備品購入費の減額と、40ページの中学校管理事務事業、右側説明欄の上から2段目、管理用備品購入費の減額については、GIGAスクール構想に基づく学習者用端末の購入において、初期設定費用を別途で積算していましたが、端末の購入費用に含めて購入できたため、減額するものです。

次に、歳入について説明しますので、12ページを御覧ください。

14款1項7目 教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金は、小中学校のICT環境整備における適切な通信速度を確保するためのアセスメント実施に係る補助金です。

次に、17ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金のうち、教育費寄附金5万円は、中央小学校の図書室の本の購入を希望される市内在住者からの寄附になります。誠にありがとうございます。

次に、繰越明許費補正について御説明しますので、6ページをお開きください。

第2表の10款1項 教育振興補助事業2,750万円の追加は、歳出でも御説明しました新入学祝い金について、令和8年度に繰り越すものです。

以上で学校教育課所管分について、説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） それでは、生涯学習課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出の主なものから御説明しますので、補正予算の41ページを御覧ください。

10款4項7目 文化会館費の477万1,000円の増額は、文化会館の指定管理料の精算による増額となっております。

その下の囲みの上の段、5項1目 保健体育総務費、スポーツ振興事業の452万5,000円の減額は、部活動地域移行のモデル事業として実施しているソフトテニス、柔道、バスケットボールの指導者の謝礼と、各学校からの要望で配置されている部活動の外部指導員の謝金の執行残となっております。

続きまして、42ページ、御覧ください。

5項2目 体育施設費115万7,000円の増額は、体育館の指定管理料について、公用利用分の精算、及び勅使グラウンドの防災調整池整備により使用できなかった期間への補填による増額となっております。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、15ページをお開きください。

15款3項6目 教育費委託金の158万5,000円の増額は、先ほど歳出でも御説明しました、部活動地域移行に伴う地域クラブのモデル事業として実施している経費を、県からの委託金として交付されるものとなっております。

以上で生涯学習課所管の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） それでは、図書館所管分について説明をいたします。

補正予算書41ページを御覧ください。

上段の10款4項3目 図書館費95万4,000円の減額は、会計年度任用職員の任用に係る執行残によるものです。

以上で、図書館所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 矢野学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（矢野 優君） 続きまして、学校給食センター所管分の歳出について、主なものを説明いたしますので、補正予算書の42ページを御覧ください。

中ほど、10款 教育費、5項3目 給食センター活動費、右説明欄の会計年度任用職員期末手当198万円の減額は、今年度の支払いが完了したことに伴う執行残となります。

以下、給食センター維持管理事業も含め、執行残が確定、もしくは執行見込みのなくなったものを減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 31ページの合併処理浄化槽設置費補助金6,193万円の減額についてお尋ねします。

これ、年度末ということで、令和7年度のどのぐらいの実績があったか知りたいんですが、5人槽、7人槽、10人槽、いろいろあるかと思いますが、当初の見込みと実績がどうであったか、お願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 合併浄化槽の設置費補助金についてです。

令和7年度、まだ締め切り切れてはไม่ใช่ですけど、今現状の実績でいいますと、5人槽が18基、7人槽も18基、10人槽が1基、合わせて37基が今現状の補助です。

予算でどういうふうに積算をしたかということ、5人槽50基、7人槽50基、10人槽20基で、くみ取りの便槽であるとか単独処理浄化槽の撤去費も積算をしていますけど、これも実際には何人槽かということですので、基数としては、50、50、20で積算をしています。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、当初の予定と実績、今日現在をお聞きしました。これ、大幅に、

3分の1程度止まりになっているのはどうしてかという分析はされていますでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） まず、単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助になりますので、全くの新規の方を補助するということではございません。今まで何かしら使っている方への補助ということになりますので、令和7の当初の、積算としては120基ですけども、これは、120基いただいても十分に補助できるということとで組んでおります。実際には、皆様のライフプランというか人生設計の中で、いつ浄化槽に、合併処理浄化槽に切り替えるのかということになりますものですから、実状が今現在こうだというふうに認識しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今の31ページの環境、合併処理浄化槽のことについて、これは、今、それぞれの家庭、世帯でいろいろ事情があるということをおっしゃっていましたが、そのほかにはPR不足ということも考えられるんですけど、必要な世帯に対しての何かPRというのも、案内みたいなものはされていたでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） PRというか御案内につきましては、広報であるとかホームページはもちろん、愛知県浄化槽協会さんと少し組んで、法定検査をされる際に、転換の補助、ありますよと。さらに言うと維持管理の補助もありますよということを、浄化槽協会様からもチラシや何かで周知させていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 31ページの一番下、公害対策事業として、上の段の水質分析等分析調査委託料ということで22万の減ということなんですけど、分析結果とか、そういうところというのはいかがだったでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） まだ令和7年度全ての結果というのは来ていないんですけども、そこまで異常というか、そういったことは今のところ出ておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 16ページの物品売払代金なんですけども、塵芥車等売払代金というのは、これ、どのような車というか、いつもごみを集めていただいている車なのか、1台の値段なのか。それから、バス車両というのは、これはひまわりバスのことなのか、少しちょっと、詳しく教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 塵芥車等の売払いということで、環境課のほうでお答えさせていただきます。

車両としましては、塵芥車のパッカー車、ごみ収集のときに使っているパッカー車が1台と、あと、粗大ごみの収集であるとか、あと公共施設のごみの収集に使っていました平ボディというか、平ボディの車両の1台ずつで、合計2台分という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 小串副市長。

○副市長（小串真美君） バス車両売払代金は、ひまわりバス1台分でございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） すいません、今、ひまわりバスのほうは、ちょっと所管が違ったというところを判断しておりませんで、失礼いたしました。

会議の途中なんですけども、1時間経過しております。休憩を必要とされる委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

では、ここで10分間の休憩を取らせていただきますので、お願いいたします。

午前 1 1 時 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 3 分 再開

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 18ページ、20款 諸収入、3の雑入の一番下の行で、桂司さんが言っていた行政代執行費用の徴収……。

（桂司議員の声あり）

○郷右近 修委員 桂司議員が言っていたお話です。

この案件で、直接予定していた本人からの振込がなかったということで、ここに記載されているということなんですけど、強制的にという意味で、口座の差押えとか、何なら裁判かけてとかもうまくいかなくて、この年度末の減になっているということなんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） おっしゃられた裁判とか係争というわけではございませんが、通常の徴収手続を取っていく中で、いろいろ相手方との折衝もしたところ、現時点では徴収に至っていないということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 予定の計画に対する年度中だから、年度末だから、欠損とかそういうことにまでは至ってない、現段階の減額の記載ということなんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 戻って申し訳ないです。31ページの合併処理浄化槽設置補助金の件です。

先ほど、実数、お聞きしたんですけれども、見込みの3分の1止まりになっていることについて、先ほどいろいろライフプランだとかあったんですが、これだけの6,000万円ほどの減という、すごく大きいんですけれども、裏を返せば当初予算が過大だったというふうな捉え方ですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 課題というふうには考えておりませんで、初年度ということで、複数年の補助で行かせていただきたいなというまず思いがありまして、その中で初年度120基という部分について、やはり皆様に、この補助ということを知っていただく中で、申請していただきたいという思いがありましたので、そういったところでいうと課題というふうには認識しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 32ページの労働費の労働諸費、移住支援金306万円減なんですけれども、これ、なぜいつも全額執行残になっているのですか。あと、どのような工夫をされたということでしょうかということ。それと、対象者というのは外国人も含まれているんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） なぜとおっしゃるのは、申請がなかったからでございます。

工夫というのは、これは毎回この場でちょっと御説明しておるんですが、東京圏からの移住ですので、東京圏でPRすることが必要というところでございますので、県のUIJターン支援センターというところがございますので、そこは東京に事務所がございまして、そこで愛知県、豊明市だけではないんですが、豊明市もその中でPRをしているというところでございます。

対象者につきましては、特に外国人だからという縛りはないです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 33ページの農地費県営湛水防除事業負担金1,130万の増ということなんですけど、これは、御説明あったかもしれませんが、ちょっと再度確認のためにお願いしたいんですが、何をどういう意味でつくるのかということ。

それから、これはまだできていないのか、どのようなことでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） こちらは県営で、県が実施する大久伝排水機場、大久伝にあります農業施設、土地改良施設であります。排水機場の更新に係る負担金であります。

終わってないのかということ、8年度までの事業を予定しております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これは農業用の排水機場ということでお聞きしているんですが、どれだけの能力があるんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 能力といいますと、エンジンとモーターがあるんですけど、それよりも、20年に1回ほど発生する3日間連続な降雨に対して対応できる能力を持っております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これは、今の同じところなんですけど、これってお金というのは先払いをしているということでよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 基本的に県からの請求で払うんですけども、先払いというよりも、予算の確保でございますので、契約額とはイコールにはならないんですけど、また最後に8年度に精算して、その予算の中から県に払う負担金が確定するという、こういった仕組みでございますが。よろしいでしょうか。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 では、38ページの教育費、事務局費の事務局事務事業、消耗品費1,050万円減と、39ページの管理用備品購入費9,300万円減、あと40ページの管理用備品購入費4,000万円減の内容を教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、38ページの消耗品費1,050万円の減額の部分でございますけれども、これは学習支援ソフトのライセンス更新費用の執行残でございます。その中にフィルタリングソフトの金額というのも当初含まれておりましたけれども、学習者用端末の共同調達の購入金額のときに当該ソフトも含まれて購入できたというところから、その金額分が浮いたというところでの減が主な理由でございます。

もう一つ、39ページの管理用備品購入費の9,300万円の減の部分につきましては、今年度、GIGAスクール構想において、学習者用端末を購入したんですけれども、その中に初期設定費用というのは別で予算を組んでいたんですけれども、その初期設定費用も含んで購入ができたというところで、その分が浮いたというところでの減額というところになります。それについては、40ページの管理用備品購入費の4,000万円の減額、これも同様の理由でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 すいません、先ほど御説明あったこと、ちょっと忘れていました。すいません。分かりました。

次に、今年度、小学校と、今のお話なんですけど、中学校と、例のタブレットを購入するときに、フィルタリングの分を別に予定して計上したということだったんですけど、県に、事前に県に確認するという、すれば分かるというふうに私は思うんですが、そういう確認というのはできないですかね。もともとそういうのが入っているよということって教えてもらえないんでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これは県の共同調達の中での話です。それは、共同調達するに当たっては、各事業所さんがプレゼンというか、こういった形で納めますよ、こういうメニューで納めますよということを県のほうで審査をして、それが決まってからになるので、我々が当初予算を組む段階では、そのサービスが含むか含まないかというのは分からないという状況でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 学習で使うタブレットの今のお話なんですけど、例えば、これが競争入札とかだったら、その事前の条件も含めて詳細に算出されたことと、その範疇の中で競うということになると思うから、蓋を開けてみたら、このお金でこのサービスまでおまけしますよが9,000万は大問題になるんだろうけど、不正な競争になったんじゃないかという話の観点で、そういうふうに私は思うんだけど、今のお話だと、あくまでも共同調達だから、少なくとも今、私が言ったような点は当たらないということになるわけですね。その確認だけしたいんですけど。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） これはあくまでも県のほうでの話ですので、そのメニューに沿った形で、そのメニューに我々がどのメニューの端末を買うかというところになるので、その御指摘は当たらないというふうに考えます。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の関連なんですが、初期設定費用が込みだったからというのはいつ分かったんですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 県のほうから共同調達のメニューが出されますので、この端末だとかいうサービスがついてくるよ、この端末だとかいうサービスがついてくるよというものがありますので、それを豊明市のほうで選択をして購入をしているというところなので、今年度の調達の段階でそれが分かったというところでございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 それがいつでしたか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 多分5月か6月ぐらいかなというふうには思いますけれども。

以上でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 41ページの文化会館の指定管理料について、光熱水費なんですけど、これは電気とガス、水道も全てだと思うんですけど、これは何か特定なものというふうで、どれかが飛び抜けて料金が高いというふうになっているのか、どうなんだろう、市のほうは、本市のほうは確認されていますでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 御指摘のとおり、光熱水費は電気、ガス、水道を合わせたものとなっております。特定のものが特に飛び出しているということはないんですけれども、1つは年間の利用者数に応じてやっぱり変わる、使用料も、電気、ガス、水道、全て変わってきますので、そういった面では昨年度よりも利用率、増えておりますので、増えたんじゃないかというふうに認識をしております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 ほかの執行残のある光熱費、光熱水費のところは新電力で契約をしているということで聞いているんですけど、文化会館はまだそういった新電力で契約はされていないと思うんですけど、なぜ別の契約でやっているんでしょうか。新電力じゃないんで

しょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 指定管理者がどちらの業者を選ぶかというのは指定管理者の範疇ではあるんですけども、ただ、歳出は削減しないと思っておりますので、そういったアドバイスは行政のほうからも必要かなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の同じ関連です。

指定管理者が電力の選択をしている、そういう契約というか、なっているのかなと思うんですけども、今後、文化会館もそういった新電力に切り替えたら安くなる、繰り返しますけども、その可能性というのかな、その指導をするのは市だと思うので、そういったことも考えていくということによろしいでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 我々、指定管理者とも密に連絡を、取っておりますので、そういった、打合せの中にはそういったことを盛り込んでいきたいと思っております。それによって削減されればいいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 今の続きなんですけど、指定管理者が例えば、水を出しっ放しにしているとか、それから、電気や空調をつけっ放しにしている、当初の予定より光熱水費が高ければ追加で支払うのかということなんですけど、そういったことも確認が必要なんですけど、今どのような契約になっていますかね。高ければ、高くなったなら追加で支払ってくださいということなのか、それから、その辺の契約がどのようなになっているか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） まず、出しっ放しとか、そういった管理につきましては、申し訳ないんですけど、行政のほうで、毎日確認をしておるわけではありませぬので、ただ、指定管理者の責任において、そういったことは通常ないとはまず考えております。

そして、料金につきましては、毎年協定書を結んでおりまして、その中で光熱水費は一応2,000万円まではお支払いするというふうになっております。それを越えた分につきま

しては精算払いというふうにはなるんですけれども、先ほども説明しましたとおり、天候の関係とか行事の数とかによって値段は変わってきますので、削減も、増はさせておりますので、そういったことで適正なものについてお支払いすべきだというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 副委員長。

○浅井たかお委員 すいません、ちょっと聞き取れないところがあったのもう一度お願いしますね。

2,000万円まではということをおっしゃいましたか、金額が。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 文化会館の指定管理料の中で2,000万円まではということです。基本額がそれになっておるということで、それ以上超えたら払わないというふうには記載はされております。精算をするというふうに書いてあります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が41、10款5項1目の部活動指導者謝礼で、ソフトテニスや柔道などということでしたけれど、これは、指導に当たっている方のその時々で、もともと予定していたけど何か急に入れなくなったということの執行残であって、成り手不足みたいな、そういう話ではないということの執行残なんですかね。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） こちらの地域クラブの、部活動の地域連携に伴う地域クラブにつきましては、設立したいという部活について設置をしておるものですから、成り手が不足しているとか、そういったことではないというふうに我々は考えております。希望のあった部活について設置しておりますので、それ以外の部活については、通常の学校の部活動の中で賄われておるというふうです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 42ページです。体育施設維持管理事業の指定管理料116万7,000円の増額についてお聞きします。

御説明では2つありましたね、この増の。1つ目の工事中のグラウンドが使えない、その分の補填で30万円と言われましたが、その積算根拠をお願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） こちらの該当場所ですけれども、勅使グラウンドのグラウンド半面の部分になります。

この積算の根拠なんですけれども、今年度につきましては1月から使用ができなくなっておりますので、過去3年の1月、2月、3月の利用料をはじきまして、ただ、半面は使えるような状態になっておりますので、完全に利用できないわけではございません。それを勘案しまして平均しますと、おおよそ30万円ぐらいという積算がされておりますので、3年間の3か月分で検討してはじき出した金額ということです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、もう一つのほうの公用利用の減で86万円程度という、本会議質疑だったかどうか、聞いたんですが、もうちょっと具体的な説明をお願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） 公用利用につきましては、こちらも精算対象の事業というふうになっております。こちら、上限が260万ぐらいの事業までは、先ほどと同じように体育館の協定書の中で決められておりまして、その金額のほうが既に今20万円超えている状態となっております。これは12月現在の第3四半期の金額を基にしてはじき出しておりますので、この1月、2月、3月の例年の使用料を考えますと、あと40万円ほど、例年公用利用でかかってきておりますので、その分をプラスしております。それプラス、10万円ほど予備を見込ませていただいております。そして今回の補正を、86万4,000円ほどをかけさせていただいておるという次第です。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 公用利用の具体的な場面をお願いします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 山田課長。

○生涯学習課長（山田隆貴君） ちょっと具体的にどれというわけではないんですけれども、今年ですと、今年、夏に愛日の大会、学校のエリアの愛日の大会の当番市が豊明市に回ってきておりまして、夏の使用料が非常に多かったという実績がございます。その分の

あおりを食らいまして、食らったというか、受けまして、使用料のほうが例年よりもちよっと増えてきておるという状態です。それ以外には市の市長杯とか、そういうスポーツ大会ですね、市が公式的にやっている大会とか、そういったものが公用の対象となっております。また、あと会議室とかそういうところだと、市の会議で使うこともありますので、そういうのも公用利用の対象となっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 35ページ、土木費、道路維持費の振替、財源振替4,593万9,000円についてですけど、国県支出金1,455万円と、そのほか基金、そのほかということで基金3,138万9,000円がマイナスされて、一般財源の4,193万9,000円と地方債の400万に財源振替されているんですけども、この理由を教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 今回、歳入でも補正しておりますが、国や県からの交付金、補助金が減ったことと、あと、地方債を増やしていただいたこと、そういったことによる財源振替でございます。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 その減ったのは、なぜ減ったということは、県のほうから何か理由は聞かれているのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 交付率が低かった、交付決定額が低かったということでございますが、理由というのは、特に私どもの市だけ低かったということは聞いておりませんので、特には聞いておりません。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 では、35ページの土木費、3項 河川費、河川新設改良費の調査測量設計等委託料538万1,000円減となっておりますけれども、これは何の調査測量でしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 当初予算の見込みでは、防災調整池の修正設計、河川改修に係る委託費用、プラス、田んぼダムを実施するための委託事業費として予算をつけていた

だいておりました。

以上です。よろしいですか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 同じく、今、田んぼダムということが出たんですけど、田んぼダム治水対策事業補助金242万7,000円減となっていますけど、この田んぼダムの目標は幾つで、どれくらいの今現在実施できたか、再度教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 答弁できますか。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 最終的な目標は市内全域の田んぼであるんですけども、7年度だけでいいますと、7年度分の予算でいいますと7か所ますを造りました。ただ、6年から7年に繰り越した分が45か所造っておりますので、7年度だけでいえば52か所ほどの排水ますを設置したことになっております。最終的には、箇所数ではなくて、市内全域の220ヘクタール、こちらを田んぼダムで取り組んでいこうという考えでございます。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の田んぼダムの関連です。

7か所で52か所設置したということで、これ、令和7年度、ちょっと同じになったらごめんなさい、令和7年度、申請が何件あって、累計で何筆になるんですかね。筆とか面積。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） ちょっと集計はしておりますが、ちょっと台帳上で、この6・7年度で11万平方メートル、台帳上です。で、5センチで換算すると5,500立米ほど貯留できているという計算になっております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 当初、令和6・7年度で100件を目標というのは達成ができそうなのでしょうか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 外山課長。

○土木課長（外山紀元君） 6年度から本格的にスタートしまして、50件分ほどの予算、白地分も50件ほど予定しておりまして、100件ほど1年間でやっていけたらということ

で計画を立ててまいりましたが、実際、6年度、現場に入ってみると、耕作状況が二毛作であったりとか、隣接の方との承諾が取れなかったり、分け田というんですけど、何枚かの田んぼで1つ排水口があったりとか、そういった難しい場面もございまして、設置困難な状況も多くて、計画どおりにちょっと進んでない部分もあるんですけども、6・7年度で先ほど申し上げた76か所進んでおりますので、一定の成果は出ている、計画には達していませんが、徐々に進んでおるということを考えております。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 37ページ、土木費、緑化事業費の都市緑化推進事業補助金ですが、これはどのような内容のものでしょうか。

それから、200万円減は、先ほど御説明があったかもしれませんが、ちょっと再度お願いいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 中田課長。

○都市計画課長（中田勝次君） こちらは都市緑化推進事業のうち、緑の街並み推進事業と呼ばれるものでございます。個人宅や事業地内、事業所地内の屋上や壁面、生け垣や芝張り、植樹などに対して補助を行うものでございます。当初予算では個人宅を想定として2件分相当、計200万円を計上しましたが、申請がなかったということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 これ、最後の質問になると思いますけど、32ページ、衛生費の清掃総務費、東部知多衛生組合負担金4,206万円減となっているのは、どのような理由なのか教えてください。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 改めて御説明をお願いします。

松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 東部知多衛生組合の議会において補正予算が認められまして、それによって負担金の額が減額となっているものです。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 浅井副委員長。

○浅井たかお委員 その関連なんですけど、そこは分かるんですけど、なぜ、内容がどうということかということがちょっと知りたいんですけど、そのところは把握はされてい

ませんか。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 松本課長。

○環境課長（松本裕介君） 市が負担する負担金の額がなぜ減ったのかというお問合せでよかったですでしょうか。

（はいの声あり）

○環境課長（松本裕介君） そうしますと、まず市の負担金がどういうふうに決まってくるかということ、東部知多衛生組合の歳入歳出がどのようになっているか、負担金以外の歳入であるとか、東部知多については支出ですね、そういったものを実績を見込んでいって補正をするという中で、市の負担金部分が減ってきたということになりますので、全ては東部知多の予算というか、決算というか、実績に合わせた、実績ですね、減額ということになりまして、強いて東部知多のことでいうのであれば、クリーンセンターの委託で執行残というか、そういった部分も出ておりますし、そういった、それだけではないんですけども、もろもろの実績に合わせて負担金が減額になっておるということになります。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 補正予算に賛成の討論をします。

自分の質問が多分に決算審査みたいな内容になったのはすいませんでした。

伺った中で、未収入、未済の件は、様子は分かりました。ただ、県の一括購入の事業ではあるし、国・県からそういうことも含めてお金も来てはいる、学校の電子端末、タブレットの購入に関しては。ただ、市からもその基金を活用しているということでもあったと思うので、これからこの購入をして活用するということは出ると思うので、その辺の予算の審査、このまちとしての予算の審査にも関わってくるとは思います。もちろん県が関わっていることだから、県についてもどの程度責任あるかは、今後ちょっと自力でつかんでおきたいと思うし、その辺は、もし可能なら、決算のときにまた触れればというふうに思っています。

その他のことについては、おおむねよいと考えました。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

浅井副委員長。

○浅井たかお委員 それでは、これの建設文教の所管部分について。

管理用備品購入費の9,300万減は、小学生用タブレット3,825台分の初期設定分が予算を取ってあったけれども、購入費が既に含まれていたということで執行残となったという説明がありました。また、中学生のタブレットについても同じように初期設定がしてあったということ、それがあって執行残が高額に出たということで、県に仕様など、前もって何とかその確認はできないのかというちょっと疑問が残っていて、執行残があまりにも多過ぎということが1つ。

それから、文化会館の維持管理事業指定管理料477万相当の増は、文化会館の光熱費ですけど、空調機器や水道が適切に利用されていたのか、無駄をなくすようにしっかり節約に努めていたかということ。それから、指定管理が、請求すれば幾らでも指定管理料を出してくれるというふうに考えているおそれもあるというふうに思います。それで、常に目を光らせて監視をしっかりと、節約するように指導をしていただきたいと思います。

それから、田んぼダムや都市緑化、合併処理浄化槽設置費補助金など、努力不足が目立ち、あきれるほど高額な執行残があちこちで見られます。また、その執行残は、自由に使える財政調整基金に多くが積み立てられてしまいます。財政規律が緩んでいる証拠です。適切な額を予算に計上し、年度で計画的に実行できるようにしていただきたいです。基金を積み立てるために、高額な執行残を発生させていると疑われても仕方がないような状態です。これでは到底賛成できないので、議案第22号、令和7年度一般会計補正予算（第10号）、建設文教委員会所管部分に反対をいたします。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第22号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会所管部分について、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、小学校・中学校管理用備品購入で、先ほど県の共同調達で、当初予算のときにはそういった初期設定の細かい詳細までは分からなかったというのは分かりましたが、先ほど、それは6月に分かったというふうな答弁があったかと思います。それを今の年度末に減額補正してくるというのもちょっと解せなかったんです。こういった金額が小・中合わすと1億近くなるので、有効にこの分使う、減額した分がほかに回せるじゃないですか。そういった意味で、もっと早く減額できたのではないかなということ。

あとは、体育施設のほうの指定管理料の116万7,000円の増額について、いろいろ積算根拠だとかをお聞きして、それは分かりましたが、私、これも思ったんですよ。仮に直営だったら、使用料の補填というのはないじゃないですか。この議案だけじゃないですけど、

本当に民間へのノウハウだとか活用していくというのは、サービス向上を狙ってやっていくんですが、でも指定管理者制度というのを本当に今、立ち止まって考え直す時期に本来来ているなというふうに思います。その辺も更新時期ごとによく考えていただきたいなというふうに思いました。

あと、合併処理浄化槽の設置費補助金だとか田んぼダムのほうも執行残。当初の目標の件数に対して、大分達成できてない。でも、それは事実としてあると。合併処理浄化槽のほうは初年度だからという、その意気込みは分かるんですけども、でも、目標を立てた以上は、やはり達成させるために何とかして達成する、実際の能力というのか。

何でこういうふうにくどくど言うかということ、先ほどのタブレット端末のこともあるんですけど、過大な当初予算ではないというふうな御認識ではあったんですが、その分がやっぱりほかの必要なところにも回せたかもしれないと思うと、意気込みは分かるんですけども、当初御自分で立てた目標に対する実績の甘さというのか、やっではみえるんですけども、じゃ、それをどういうふうに分析して、次年度に改良していくかというところがちょっと弱いなというふうに感じてしまいました。

以上です。

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） 賛成多数であります。よって、議案第22号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（青木けんじ議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長